

# 攻めの経営へ

東証が上場企業に求める主なルール  
(対象は東証1、2部の上場企業約2400社)

- ◆株主との対話促進に取り組む
- ◆複数の独立性の高い社外取締役を導入。  
導入しない場合は説明する義務
- ◆他社との持ち合い株がある場合は目的を説明
- ◆買収防衛策を導入する際は、その理由や合理性の説明
- ◆役員の報酬額を決定した理由を説明
- ◆資金の調達や使い方の説明
- ◆新興市場の企業には理念の順守を求める

社外取締役は高い独立性が求められる

- ×: 独立性なし  
○: 独立性あるが属性報告義務あり  
◎: 独立性あり報告義務なし

| 当該企業や子会社の役員  | 親会社や主要取引先の役員、経営者の親族 | 投資家の幹部役員 | 取引先の役員 | 主要でない取引先の役員 |
|--------------|---------------------|----------|--------|-------------|
| 現役、辞めてから1年以内 | X X                 | O        | O      |             |
| 10年以内        | X O                 | O        | O      |             |
| 10年超         | O O                 | O        | O      | ◎           |

東証1、2部の上場企業で複数の独立した社外取締役を導入しているのは、およそ2割にとどまる。東証の新ルールを全ての企業に適用すれば、延べ3000人超の取締役候補が必要となる計算

## 中堅企業、ハードル高く

企業側は社外取締役の候補探しを進めていくが、ふさわしい人材は限られている。特に経営資源に乏しい中堅企業の候補者は「導入」の企業からは「導入

する方向で検討する」(住友不動産)など、大手企業を中心に制度の導入に前向きな声が自立つ。ただ、候補者の人選に割く人的余力が限られており、中堅企業は「とても

リスクに挑む

助言求められる

リスクに挑む